

消 防 予 第 1 0 8 号
平成 2 0 年 5 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

住宅用火災警報器の普及率調査について

住宅防火対策につきましては、平素から特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、各都道府県・市町村における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率について、下記のとおり調査することとしましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等に対しても、この旨御周知いただくようお願いいたします。

記

1 調査の内容

各都道府県及び市町村（消防本部を置く場合は消防本部）において、住警器設置の有無に関するアンケート等調査を既に行っている場合の当該調査結果を調査します（本調査は、既に行ったものを対象としており、改めてアンケート等を行う必要はありません。）。

2 調査票・集計表の記入方法

【別添 1】の調査要領に従って記入して下さい。

3 回答様式

(1) 市町村（消防本部を置く場合は消防本部）

【別添 2】の調査票に記入願います。

(2) 都道府県

【別添 2】の調査票、【別添 3】の集計表（（1）の調査票の回答結果を集計（東京消防庁・政令市分も含めて願います。）するもの）に記入願います。

4 回答先・回答期限等について

平成 20 年 5 月 27 日（火）17:00 までに、調査票及び集計表の電子ファイルを、下記担当メールアドレスまでファイル添付して送信してください。

<連絡先・回答先>

総務省消防庁予防課予防係 地下(じげ)、渡邊、伊藤
tel:03-5253-7523 e-mail:k10.itou@soumu.go.jp

住宅用火災警報器普及率調査要領

1. 調査の概要

これまでに実施された住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）設置の有無に関するアンケート等の調査結果を収集・集計するもの（改めてアンケート等を行う必要はない。）。

2. 作業の概要

(1) 都道府県

- ① 市町村（消防本部を置く場合は消防本部。東京消防庁及び政令市消防本部もここでいう「市町村」に含む。以下、「市町村」という場合は同じ。）に調査票【別添 2】の記載を依頼（作業上併せて【別添 3】も参考送付することが必要）。
- ② 調査票【別添 2】を自らも記入。
- ③ 市町村から調査票【別添 2】を回収。
- ④ ③の調査票を集計表【別添 3】により集計。
- ⑤ ②の調査票、③の調査票、④の集計表の 3 点を消防庁に電子ファイルで送付。

(2) 市町村

- ① 都道府県から(1)①の依頼を受け、調査票【別添 2】に記入。
- ② ①の調査票を都道府県に電子ファイルで送付（(1)③に該当）。

3. 調査票【別添 2】の作成方法

(1) 記入対象の分担

都道府県が実施した調査結果は都道府県が記入（(1)②に該当）し、その他の調査結果（市町村が実施したものや、町内会等が実施したもので市町村が把握しているもの）は市町村が記入（(2)①に該当）する。

(2) 記入方法（都道府県、市町村共通）

ア) 該当調査がない場合

- ① 管轄全域世帯数を【別添 3】から [AC 列 12 行] に転記。

※【別添 3】には平成 17 年国勢調査結果（1 の市町村が複数消防本部管轄である場合は、消防便覧等に記載の世帯数情報を用いて消防庁で管轄地域毎に世帯数を割り振っている（都道府県単位で合計すると平成 17 年国勢調査結果に一致するよう割り振り）。）が記載されている。

※【別添 3】と異なる値を記入しようとする場合、4. (3) の調整が可能かどうか都道府県に相談することが必要となる。調整できない場合は【別添 3】の値をそのまま転記すればよい。

- ② 管轄地域での既存住宅への適用開始時期（年月）を【別添 3】から [F 列 12 行]、[G 列 12 行] に転記。

※ 月は日を十四捨十五入して入力。つまり、例えば5月 15 日から6月 14 日までが6月となる。なお、【別添3】に記載の値は消防庁で予め十四捨十五入したもの。

※ 都道府県については、消防庁で各市町村の世帯数で加重平均をとった値を【別添3】の [F列3行]、[G列3行] に記入している。

③ [T列12行] に地方公共団体名（都道府県名又は市町村名、消防本部名）を記入して作業終了（他の欄は空欄でよい。）。

イ) 該当調査がある場合

① ㊦①と同じ。

② ㊦②と同じ。

③ 該当調査について、以下に注意の上、**別紙1**「記入例」を参考に記入する。

注1) 黄色で着色しているセルのみ記入すればよく、水色で着色のセルは自動計算される。

注2) 管轄地域内の一部地区のみが対象である調査については、「地区調査」の表に記入し、これ以外の調査（つまり特に対象エリアが限定されない調査。居住地が特定できない街頭調査等もこれに該当すると考えられる。）については「管轄全域調査」の表に記入する。

注3) 「管轄全域調査」と「地区調査」の両方の該当調査結果がある場合には両方記入し、いずれか一方しかない場合は他方は空欄でよい。

注4) 「管轄全域調査」に記入する場合は、必ず調査時点が直近のものから順に記載することが必要。

注5) 「地区調査」の「対象世帯」欄（I列）に記入する場合は、調査対象地区全体の世帯数（調査票を配布した世帯数ではない。）を記入する。また、この数値は概数で構わない。

注6) 「うち設置済み」欄（M列）には、義務化対象の部屋全てに住警器（自動火災報知設備の感知器を含む。）を設置したと答えた世帯数を記入すること、つまり、既に義務適合している世帯数を記入することを原則とする。一方、例えば一個でも設置しているかどうかを尋ねている調査など、この原則によらない調査結果しかない場合はそのまま世帯数を記入して構わない（その場合は『注7』に従って係数欄（Q列）を使用して適宜補正することも可能。）。なお、入力値の選定例を **別紙2** に示しているので参考とされたい。

注7) 係数欄（Q列）は、必要な場合のみ記入する。基本的に空欄で構わない。なお、当該欄を記入した場合には、直右欄（R列）に係数設定の考え方を記入例を参考に簡潔に記入する。

注8) 調査票は各々の時点で実施された調査結果から統一時点（今回は平成20年6月）での普及率を自動計算するためのものである。詳細は必要に応じて **別紙3**「推計の考え方」を参考とされたい。

- ④ [T 列 12 行] に地方公共団体名（都道府県名又は市町村名、消防本部名）を記入し、[AF 列 12 行] が算出されていることを確認して作業終了。

4. 集計表【別添 3】の作成方法

(1) 記入対象の分担

都道府県が作成する。

(2) 記入方法

- ① 市町村から回収した調査票【別添 2】の 12 行目（A 列に☆印が付されている行）をコピーする。
- ② 集計表【別添 3】の該当行に行ごと貼り付け（形式を選択して値のみ貼り付け）る。
- ③ 上記①、②の作業を各市町村分実施する（佐賀県の伊万里市消防本部の管轄である長崎県松浦市旧福島町の区域については、佐賀県として集計し、長崎県はこの区域を除いて集計する。）。
- ④ 上記①、②と同様の作業を、都道府県が自ら作成した調査票【別添 2】についても行う。
- ⑤ 集計表【別添 3】（AC 列 2 行）及び（AC 列 5 行）に「↓OK」と表示されている場合は作業終了。「↓要チェック」と表示されている場合は、(3)に示す調整方法に従って「↓OK」と表示されるよう世帯数を修正する。

(3) 調整方法

「↓要チェック」と表示される場合は、各市町村の世帯数合計が平成 17 年の国勢調査結果に一致していないことになる。

集計表【別添 3】（AC 列）に予め入力されている値は、平成 17 年国勢調査結果を基本とし、1 の市町村が複数の消防本部により管轄されている場合は、消防便覧等に記載の世帯数情報を用いて消防庁で管轄地域毎に世帯数を割り振っている（都道府県単位で合計すると平成 17 年国勢調査結果に一致するよう割り振り）ものである。集計表【別添 3】（AC 列）に予め入力されている値と異なる値で回答している消防本部を探し、当該消防本部と平成 17 年 10 月時点の市町村を分割して管轄している消防本部との間で調整することになる。

まずは両消防本部に対して世帯数の合計値が集計表【別添 3】（AC 列）に予め入力されている値の合計値になるような値の設定を求める。その上で、両消防本部間で調整できなかった場合は、集計表【別添 3】（AC 列）に予め入力されている値を採用するよう求めることとなる。

5. 都道府県から消防庁への回答方法

下記の回答先に以下の 3 種類のデータを電子ファイルで添付して回答する。

【回答ファイル】

- ① 調査票【別添 2】市町村記入分

② 調査票【別添2】都道府県記入分

③ 集計表【別添3】

【回答先】総務省消防庁予防課予防係 伊藤 e-mail:k10.itou@soumu.go.jp

【回答期限】平成20年5月27日（火）17:00（必着）

住宅用火災警報器普及率調査票(記入例)

【全国データ】

世帯数 A	49,062,530
住宅着工数(H15～19平均)	
戸数 B	1,187,288
年間新築増割合	
C=B÷A	2.42%

【前提条件設定】

年	月	H20.6からの経過月		
20	6	0		推計時点
19	1	-17	D	H18.6着工住宅が平均的に入居されると想定した時期
16	5	-49	E	普及率が0%であったと想定した時期
23	6	36	F	管轄地域での既存住宅への適用開始時期

↑月日は日を十四捨十五入して入力願います。

※ 欄を記入して下さい。
 ※ 欄は自動計算となっているため記入の必要はありません。
 ※ 係数欄は、必要な場合のみ記入すればよく、基本的に空欄で構いません。

【地方公共団体基礎データ】

地方公共団体名	〇〇消防本部	管轄全域世帯数	G	1,000,000	③両係数	普及率	31.0%
---------	--------	---------	---	-----------	------	-----	-------

↑平成17年国勢調査結果による。

管轄全域調査

調査方式	調査時点		H20.6からの経過月	対象世帯 G	うち回収				うち設置済み				既存分普及率 M=L÷J	係数 N	係数補正後の既存分普及率 O=M×N	月間既存分普及率増 P=Oを単純直線計算	左記での条例適用期限の推計既存分普及率	補正後月間既存分普及率増 (Pを補正★)	左記補正後の条例適用期限の推計既存分普及率	H20.6時点の推計既存分普及率 Q	H20.6時点の推計							
	年	月			H	I	新築	既存	J	K	新築	既存									L	係数設定の考え方	推計新築普及戸数 R=Cから算出	推計既存普及戸数 S=(G-R)×Q	合計普及戸数 T=R+S	普及率 U=T÷G		
	注) 無作為抽出して郵送アンケート																											
無作為抽出して郵送アンケート	19	3	-15	1,000,000	500	0	500	100	0	100	20.0%			20.0%						0.5%	46.7%	0.5%	46.7%	27.9%	34,283	269,030	303,312	30.3%
イベント会場の来場者にアンケート	18	11	-19	1,000,000	200	0	200	50	0	50	25.0%	0.70	住警器を1つでも設置しているかどうかについてのアンケートであり、義務対象の部屋全てに設置済みの世帯は7割程度と考えた。	17.5%														
街頭アンケート	17	5	-37	1,000,000	600	0	600	50	0	50	8.3%			8.3%														

注) 必ず調査時点が直近のものから順に記載願います。

★単純直線計算で条例適用期限に100%を超える場合には、条例適用期限に100%ちょうどになるよう補正

地区調査

↓調査対象地区の世帯数(調査票配布世帯数ではない。)を記入。概数でよい。

調査方式	調査時点		H20.6からの経過月	対象世帯 G	うち回収				うち設置済み				既存分普及率 M=L÷J	係数 N	係数補正後の既存分普及率 O=M×N	月間既存分普及率増 P=H16.5を0%として計算	左記での条例適用期限の推計既存分普及率	補正後月間既存分普及率増 (Pを補正★)	左記補正後の条例適用期限の推計既存分普及率	H20.6時点の推計既存分普及率 Q	H20.6時点の推計					
	年	月			H	I	新築	既存	J	K	新築	既存									L	係数設定の考え方	推計新築普及戸数 R=Cから算出	推計既存普及戸数 S=(G-R)×Q	合計普及戸数 T=R+S	普及率 U=T÷G
	注) 〇〇地区住民に訪問アンケート																									
〇〇地区住民に訪問アンケート	19	3	-15	20,000	1,000	0	1,000	400	0	400	40.0%	0.80	火災予防運動イベント参加者を対象としたアンケートであり、防火意識が元々高い集団と考えられるため、実際の普及率は8割程度と考えた。	32.0%	0.9%	80.0%	0.9%	80.0%	46.1%	686	8,907	9,593	48.0%			
××地区住民に郵送アンケート	18	4	-26	50,000	2,000	0	2,000	300	0	300	15.0%			15.0%	0.7%	55.4%	0.7%	55.4%	32.0%	1,714	15,430	17,145	34.3%			
△△地区の運動会参加者にアンケート	17	9	-33	30,000	500	0	500	50	0	50	10.0%			10.0%	0.6%	53.1%	0.6%	53.1%	30.6%	1,028	8,873	9,901	33.0%			
				合計	100,000																					
																	3,428	33,210	36,639	36.6%						

総合推計結果

- ① 全域調査のみデータがある場合 (全域調査の結果をそのまま採用)
- ② 地区調査のみデータがある場合 (地区調査結果を管轄全域に引延し)
- ③ 両方ともある場合 (地区調査を実施した地区の普及率は地区調査の結果により、地区調査を実施していない地区の世帯の普及率は全域調査によることとする)
- ④ 両方ともない場合 (新築住宅分の普及率増のみで算出)

住宅戸数	
普及戸数	
普及率	

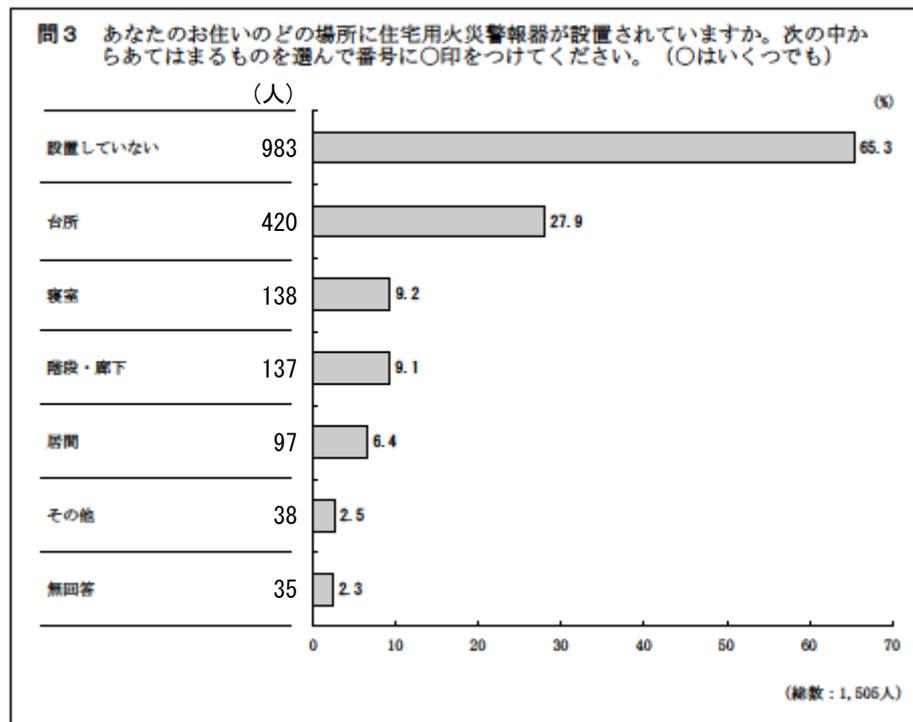
住宅戸数	
普及戸数	
普及率	

全体			
	地区調査実施地区	地区調査非実施地区	
住宅戸数	1,000,000	100,000	900,000
普及戸数	309,620	36,639	272,981
普及率	31.0%	36.6%	30.3%

住宅戸数	
普及戸数	
普及率	

入力値の選定例（愛知県県政世論調査の場合）

平成 19 年愛知県県政世論調査において、以下の住警器の設置の有無を問うアンケート結果が得られている。



愛知県においては、法令基準に従い寝室と寝室からの避難経路となる階段には全市町村で設置義務が課され、さらに台所にも設置義務を課している市町村が一部あるが、居間を含むその他の部屋にも設置義務を課している市町村はない。

この場合、全ての市町村で設置義務が課されている寝室に設置とした回答者 138 人をもって義務適合世帯数とみなすこととなる（台所は設置義務対象の場合とそうでない場合があるので、台所に設置とした回答者数は義務適合世帯数を導き出すにあたって利用できない。また、全ての住宅に存在する寝室と違って、階段・廊下はそもそも存在しない場合が考えられるため、階段・廊下に設置とした回答者数も義務適合世帯数を導き出すにあたって利用できない。）。

なお、設問では「住宅用火災警報器」の設置について問われており、共同住宅等で自動火災報知設備の設置等により法令適合されている人がどう回答しているか明確ではないが、そうした人も「住宅用火災警報器」が設置されているとして回答しているものと見なして、寝室に設置とした回答者を義務適合世帯数と考える。

この場合の記入例は以下の通りとなる。

☆	年間新築増割合 C=B÷A 2.42%	20	6	0	F	管轄地域での既存住宅への適用開始時期 ↑月は日を十四捨十五入して入力願います。				【消防本部基礎データ】 地方公共団体名 愛知県			
管轄全域調査													
調査方式	調査時点	H206 からの 経過月	対象世帯				既存分 普及率				係数 係数補 正後の 既存分 普及率 O=M×N		
			うち回収		うち設置済み		M=L÷J		N			係数設定の考え方	
年	月	H	G	I	新築 J	既存 K	新築 L	既存 M	N				
注	平成19年度愛知県県政世論調査	19	7	-11	2,724,476	1,505	3	1,502	138	3	135	9.0%	9.0%

【補足1】仮に台所が管轄地域全体で設置義務対象だった場合、どうすればよいか。

この場合、台所と寝室の両方の選択肢に該当とした回答者数が集計（つまりクロス集計）できれば、これが義務適合世帯数となる。

一方、クロス集計ができない場合には、回答者数が少ない方の選択肢の回答者数をもって義務適合世帯数とする。つまり寝室に設置と回答した人は、それ以上の回答者数がある台所にも設置と回答しているだろうとする考え方に立つ。

【補足2】仮に居間も設置義務対象だった場合、どうすればよいか。

全ての住宅に居間があるという前提に立てば、居間に設置とした回答者97人が設置義務適合世帯数となる。しかし、ワンルームタイプその他、居間がない住戸も存在するわけであるから、やはりこの場合も寝室に設置とした回答者138人をもって義務適合世帯数とすることとなる。

【補足3】仮に「寝室」が選択肢に設けられていなかった場合、どうすればよいか。

下記のように「寝室」のデータが存在しないことになるが、その場合には管轄地域全体で設置義務対象となり、かつ、全ての住宅に存在するものと前提付けてよい部屋のデータがとれていない状況となる。

考えられる対応は、まず何らかの部屋に設置している割合を出し、これに係数を与えて設置義務適合世帯数とする方法である。この場合、「設置していない」と「無回答」の合計1,018人を総数1,505人から差し引いた487人がどこかに住警器を設置している人となる。係数を0.5とすれば243.5人、四捨五入して244人が設置義務適合世帯数となる。この場合の記入例は以下の通りとなる。

☆	年間新築増割合 C=B÷A 2.42%	20	6	0	F	管轄地域での既存住宅への適用開始時期 ↑月は日を十四捨十五入して入力願います。				【消防本部基礎データ】 地方公共団体名 愛知県					
管轄全域調査															
調査方式	調査時点	H206 からの 経過月	対象世帯				既存分 普及率				係数 係数補 正後の 既存分 普及率 O=M×N				
			うち回収		うち設置済み		M=L÷J		N			係数設定の考え方			
年	月	H	G	I	新築 J	既存 K	新築 L	既存 M	N						
注	平成19年度愛知県県政世論調査	19	7	-11	2,724,476	1,505	3	1,502	487	3	484	32.2%	0.50	住警器を1つでも設置しているかどうかについてのアンケートであり、義務対象の部屋全てに設置済みの世帯は5割程度と考えた。	16.1%

推計（自動計算）の考え方

1. 考え方の基本

各々の時点で実施された調査結果から統一時点（今回は平成 20 年 6 月）での普及率を計算するものである。

このため、自動計算された結果は調査時点での結果より普及率が上昇する。

2. 管轄全域調査の推計の考え方

① 既存と新築を分けて考える

新築住宅は既に義務化されているが、この新築分の普及率は既存分と分けて考え、全国一律で平成 18 年 6 月から年率 2.42%（平成 17 年国勢調査の総世帯数に占める H15～19 の住宅着工統計の平均年間住宅着工戸数の割合）で住警器の設置済み世帯数が増加しているものとする。

調査票に記載される調査は各々の時点で実施されているが、その同時点での新築分での設置済み世帯数を割り出し、これを調査結果の設置済み世帯数から差し引いた値を既存分での設置済み世帯数とし、既存分普及率（P 列：調査時点での既存住宅世帯数（L 列：調査時点での新築住宅数を総世帯数から差し引いた値）に占める既存住宅での設置済み世帯数の割合）を算出する。

② 係数で補正する

必要に応じて係数を設定して補正し、補正後の既存分普及率（U 列）を算出する。

③ 既存分普及率の月間増値（W 列）を割り出す

管轄全域調査として記入する調査が 2 種類以上ある場合、それらの補正後既存分普及率の直線近似で月間増の値を割り出す。

一方、管轄全域調査として記入する調査が 1 種類しかない場合には、便宜上法改正交付時点である平成 16 年 5 月の普及率を 0%とし、そこからの補正後既存分普及率の月間増の値を割り出す。

④ 条例適用期限での既存分普及率の仮推計

調査時点が直近の調査（調査票の最上行（22 行）に記載する調査）の調査時点及び補正後既存分普及率から、③で割り出した月間増の値で既存分普及率が増加するものとし、条例での既存住宅での義務化開始時点での既存分普及率を仮推計（X 列）する。

⑤ 統一時点での既存分普及率の本推計

上記④で 100%を超える値が算出される場合、条例での既存住宅での義務化開始時点にちょうど 100%となる既存分普及率の月間増の値に修正（Y 列）し、これをもって統一時点（今回は平成 20 年 6 月）での既存分普及率（AA 列）を

推計する。

⑥ 新築・既存を合わせた普及率の推計

上記⑤の既存分普及率をもって既存分の普及戸数（AD 列）を算出する。新築分は平成 18 年 6 月から年率 2.42%で増加すると考えて普及戸数（AC 列）を算出し、合計して全体の普及戸数（AE 列）とする。これをもって普及率（AF 列）を算出する。

3. 地区調査の推計の考え方

基本的には 2. の管轄全域調査と同じで③のみ違いが生じる。地区調査については、管轄全域調査のように複数時点で調査されていることはあまり無いだろうと考え、③後段のように調査が 1 種類しかないものとして月間増の値を算出している。

なお、一つの地区において複数時点の調査結果がある場合、直近調査のみを記述すれば良い。一方で、直近調査の値を記入するが、別シートに調査票をコピーし、管轄全域調査表を使って複数調査で直線近似する月間増の値を割り出し、これを調査票の地区調査表の（W 列）に直接入力することも考えられる。

4. 総合推計結果の算出の考え方

管轄全域調査と地区調査のいずれか一方しかない場合、その結果を市町村全体の結果とする。この場合、地区調査のみのケースでは単純に管轄全域の普及率が地区調査の平均普及率と同じ値になっているものとする。

管轄全域調査と地区調査の両方がある場合は、地区調査の実地地区の普及率は地区調査の結果に従い、地区調査を実施していない地区の普及率は全域調査によることとする。

なお、いずれも実施していない場合は新築住宅での普及戸数増のみが計上されることとなる。今回の場合は、平成 20 年 6 月時点であるので、普及率 3.4%となる。

